

八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者選定要領

1 趣旨

八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する事業者の選定にあたり、選定の方法および審査基準、審査方法を定めるものとする。

2 選定の方法

八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者の選定については、募集要項に定める提出書類およびプレゼンテーションにより総合的に審査する。

3 選定の審査基準

審査は提出書類等を相互的に比較考量し、募集要項の選定基準に基づき、次の項目を数値化した別紙1「八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者公募選定評価表」により評価点の最も高い者を事業者として選定する。

- (1) 法人等の現況について
- (2) 法人の経理及び事業費について
- (3) 事業の実施場所について
- (4) 事業の運営について
- (5) 地域とのかかわりについて
- (6) その他

4 選定の審査方法

子ども・子育て支援事業運営事業者選定委員会を設置し、八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者公募選定評価表に基づき審査する。

5 その他

(1) 虚偽の記載等

申請書類等に虚偽の記載があった場合、及び審査において虚偽の事実が判明した場合は無効とし失格とする。

(2) 提出書類

提出された書類は一切返却しない。

6 施行期日

この規定は、市長の決裁のあった日から施行する。